三　第三十一条の十二第四号に掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百十九条（社債権者集会の招集の決定）に規定する招集者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容

四　［略］

五　議決権を行使すべき社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額

2　第三十一条の十二第五号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第二項（社債権者集会の招集の通知）の承諾をした社債権者の請求があった時に、当該社債権者に対して、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

［3・4　略］

（書面による議決権行使の期限）

第三十一条の十五　法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十六条第二項（書面による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条の十二第二号の行使の期限とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第三十一条の十六　法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条の十二第五号イの行使の期限とする。

（社債権者集会の議事録）

第三十一条の十七　［略］

2　［略］

3　社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

［一～三　略］

四　社債権者集会に出席した社債を発行した相互会社の代表者又は代理人の氏名

五　社債権者集会に出席した社債管理者の代表者若しくは代理人の氏名又は社債管理補助者若しくはその代表者若しくは代理人の氏名

六・七　［略］

4　法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百三十五条の二第一項の規定により社債権者集会の決議があったものとみなされた場合には、社債権者集会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

一　社債権者集会の決議があったものとみなされた事項の内容

二　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三　社債権者集会の決議があったものとみなされた日

四　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

（計算書類に関する事項）

第三十六条の四　法第七十条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項の規定又は同条第二項（計算書類の公告）の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

［イ・ロ　略］

三　第三十一条の十一第四号に掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百十九条（社債権者集会の招集の決定）に規定する招集者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容

四　［同上］

五　議決権を行使すべき社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

2　第三十一条の十一第五号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第二項（社債権者集会の招集の通知）の承諾をした社債権者の請求があった時に、当該社債権者に対して、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

［3・4　同上］

（書面による議決権行使の期限）

第三十一条の十四　法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十六条第二項（書面による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条の十一第二号の行使の期限とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第三十一条の十五　法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条の十一第五号イの行使の期限とする。

（社債権者集会の議事録）

第三十一条の十六　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～三　同上］

四　社債権者集会に出席した社債を発行した相互会社の代表者又は社債管理者の氏名又は名称

［号を加える。］

五・六　［同上］

［項を加える。］

（計算書類に関する事項）

第三十六条の四　［同上］

一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項の規定又は同条第二項（計算書類の公告）の規定により公告をしている場合　次に掲げるもの

［イ・ロ　同上］